

鹿角市告示第87号
(市道路線供用開始に関する告示)

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和2年 8月26日

鹿角市長 児玉 一

- 1 路線名 別添のとおり
- 2 供用開始の区間 別添のとおり
- 3 供用開始の時期 令和2年 8月26日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 鹿角市役所建設部都市整備課
 - (2) 期間 令和2年 8月26日から
令和2年 9月 7日まで

道路の 種類	路 線 名	起 点 終 点	延 長 m
市道	2008	花輪字下中島 1 2 番地 2	312.75
1 級	駅前中央線	花輪字中花輪 2 9 番地	